

今後5年間の違法薬物対策に関する中長期行動計画

I. 総論

行動計画の期間

本計画は、2018年から向こう5年を目途とした違法薬物対策に係る日比協力の指針とする。

協力範囲

1. 違法薬物使用者の再使用防止
2. 違法薬物使用の未然防止
3. 違法薬物使用の未然防止を背景とした貧困削減

II. 日本側提示支援策

課題1：違法薬物使用者の再使用防止

対策1 リハビリセンターと地域社会における治療設備との連携に基づく効果的な治療・リハビリプログラムの支援

1 地域社会における治療と滞在プログラムの効果的連携の支援

違法薬物使用者を対象としたより効果的な治療・リハビリを支援するため、日本側は、「治療施設の整備・改善」、「治療施設運営ガイドライン整備」及び「治療プログラムの開発・人材育成」をモデル地域にて支援する。

リハビリセンター支援に係る効果の発現を踏まえ、日本側は、フィリピン政府の優先地域への取組を支援する。そのために政策策定、施設整備、人材育成等の必要な支援を実施する。

2 治療体制の整備支援

再発防止策として、日本側は、国の治療・研究機関や地域の治療機関の連携の整備やより効果的な治療とリハビリのための民間団体との協力強化にかかる経験を共有する。全国・地域機関設置の経験に基づき、日本側は、トレーナー研修、治療支援体制の整備及び相談機関の充実を図るというフィリピン政府の地域の支援体制確立の取組を支援する。そのため、日本側は、関係者等の養成、ノウハウ・経験の共有、関係者交流の促進を図る。

3 治療モデル/能力開発における共同研究・調査

全ての違法薬物使用者が裁判所命令による矯正措置対象となっている現状を踏まえ、日本側は、矯正治療（リハビリセンター治療）が義務づけられている者、自発的治療（コミュニティー治療）で対応出来る者の分類状況を確認し、効果的なスクリーニングやアセスメント方法、評価枠組みやガイドラインを確立するというフィリピン政府の取組を支援する。そのために必要な技術支援を行う。

上述の支援の効果を踏まえ、他の支援策に適用するかを検討する。

対策2 違法薬物使用者の社会復帰のための体制整備

1 刑事手続の中での一貫した再犯防止体制の整備

違法薬物使用者の再犯防止にかかるより効果的な措置を支援するため、日本側は、ニーズに応じて制度の事例紹介、関係者交流等を通じた刑事手続の中で一貫した技術協力を実施する。日本側は、現在実施中の支援の効果を踏まえ、今後の支援につき引き続き検討する。

2 違法薬物使用者の社会復帰を地域社会が支える支援体制の整備

違法薬物使用者が孤立しないような社会の実現を目指すため、日本側は、地域社会に受け入れられる治療整備を促進するというフィリピン政府の取組を支援する。そのため、日本側は、地方自治体との協力、 balan gay や N G O の積極的な活用のための有益な事例紹介、人材育成等の協力を実施する。

課題2：違法薬物使用の未然防止

対策3 青少年、家庭、学校及び地域社会に対する啓発強化と薬物使用未然防止のための教育の推進支援

日本側は、専門事業者や現地大使館を通じ、啓発資材（IEC）の内容面に関するニーズ調査を実施し、その上で、専門事業者や草の根レベルの活動を通じて青少年、家庭、学校及び地域社会に対する教育活動を強化するというフィリピン政府の取組を支援する。また、違法薬物使用未然防止を

推進するため、相談体制等の充実を図る。そのため、日本側は、違法薬物使用未然防止・啓発教育における日本の有益な事例の紹介、人材育成、機材供与及びベストプラクティスの評価等の協力を実施する。

課題3：貧困対策（違法薬物から脱却する人々のために）

対策4 貧困率が高く薬物汚染が厳しい地域における違法薬物使用者に対する職業訓練機会の提供、教育機会の提供、雇用創出

1 薬物依存者に対する職業訓練

日本側は、違法薬物使用者の円滑な社会復帰を促進するため、就職に必要な技術や資格取得のための職業訓練を実施するというフィリピン政府の取組を支援する。そのため、日本側は、有益な事例の紹介、人材育成や機材供与等の協力を実施する。

2 貧困と違法薬物使用との間に相関関係が存在することを踏まえ、日本側は、必要な調査を実施した上で、教育機会の提供、職業訓練及び技術力向上を実施することにより違法薬物使用と貧困の接点をなくすとするフィリピン政府の取組に対し、協力を実施する。そのため、日本側は、有益な事例の紹介、設備整備、機材供与や人材育成等の協力を実施する。